



第2次戸田市図書館ビジョン

※計画期間：
令和4年度～令和10年度



図書館を
取り巻く
状況と課題

人生100年時代を迎え、自分らしく豊かに生きるための生涯学習の重要性が高まっています。また、読書バリアフリー法^(※1)が施行され、視覚障害者等の読書環境の整備が推進されています。そのため、ICT^(※2)の活用等によりライフステージや個別のニーズに応じた学びの機会を提供することが必要です。また、多文化共生社会^(※3)として、様々な価値観を持つ市民が地域の中で共に学び、互いを理解し、支えあえるような地域コミュニティの活性化が求められています。

図書館の目指す姿

すべての市民の学びを支援し、情報拠点となる図書館

図書館の目指す姿
について

年代、性別、国籍の違いや障害の有無にかかわらず、すべての市民が自ら主体的に学ぶことのできる環境を作ります。また、質の高い資料を収集、整理、保存し、地域の情報拠点としての役割を果たします。市民と協働して図書館運営に取り組み、地域コミュニティの活性化に寄与します。

方針1. すべての市民の学びを支援する図書館

図書館を利用する上での障害を減らし、すべての市民が生涯を通じて主体的に学ぶことのできる環境の実現を目指します。

主な施策

- ・ライフステージに応じたサービスの充実(ニーズにあった資料の提供、講座等の実施)
- ・電子図書館の拡充(非来館貸出、文字拡大、読み上げ機能に対応)
- ・バリアフリーサービスの実施(録音図書、点字図書、対面朗読、大活字本等)
- ・来館困難者に向けたサービスの充実(団体貸出、出張貸出、郵送貸出、オンライン講座等)
- ・日本語を母国語としない人へのサービス(外国語資料の収集、外国語案内の作成等)
- ・図書館ホームページの充実(情報発信、利用案内、予約・リクエスト等)
- ・インターネット利用環境の整備、情報格差の解消(デジタル講習会等)
- ・施設のバリアフリー推進と図書館内外の環境整備
- ・サービス拠点の検討 ・設備修繕の計画的な実施

方針2. 地域の情報拠点としての図書館

地域資料及び行政資料を積極的に収集・保存し、情報提供を行います。また、市民の抱える問題や地域の課題解決のため、専門性の高いスタッフによるレファレンスサービス^(※4)を行います。

主な施策

- ・地域資料、行政資料の収集と保存、情報提供
- ・市民の抱える問題や地域の課題解決に役立つ資料の提供とレファレンスサービス(ビジネス支援、医療情報、介護情報、防災情報等)
- ・他の図書館、施設等との連携(相互貸借^(※5)、レファレンスサービス、広域利用^(※6)等)
- ・利用者と資料を結びつける事業(テーマ展示、ブックリスト^(※7)、パスファインダー^(※8)等)
- ・専門的知識のあるスタッフの配置と育成(有資格者の採用、研修機会の確保等)

方針3. 子どもの読書を推進する図書館

発達段階に応じたきめ細やかな施策を実施するとともに、図書館、学校、家庭、地域が連携して読書環境の整備を実施します。

主な施策

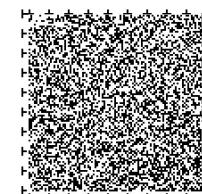
- 乳幼児保護者向け
 - ・子供連れでも利用しやすい環境の整備(託児サービスの拡充等)
 - ・ブックスタート^(※9)事業の継続 ・子育て支援施設等との連携(団体貸出、出前講座等)
 - ・図書館員やボランティアによる読み聞かせ等のイベント
 - ・保護者、保育者、先生向けの講座の実施
- 児童青少年向け
 - ・読書活動の促進(読書手帳の配布等) ・図書館利用につながるイベントの開催
 - ・児童コーナー、YA^(※10)コーナーの充実 ・電子図書館の利用促進
 - ・学校との連携(団体貸出、図書室支援、出前講座、職場体験、図書委員との交流等)
 - ・特別な支援が必要な子供に向けた資料の収集と提供

方針4. 市民とともに活動する図書館

地域住民、ボランティア、関係団体、民間企業等と協働し、事業を行います。また、図書館運営協議会や利用者アンケートの意見等を反映し、より良い図書館サービス実現のため行政と指定管理者が連携して運営します。

主な施策

- ・図書館に関わるボランティアの育成と支援
- ・地域の団体、関係機関等と連携・協力したイベント開催
- ・図書館施設を活用したイベントの開催(中央図書館1階ロビー等)
- ・地域の企業等と協働した事業の実施
- ・公募市民委員を含む図書館運営協議会の開催
- ・図書館利用者アンケートの実施



【参考1】本ビジョンの位置づけと策定体制

本ビジョンは図書館法をはじめとする図書館関連法令等を前提とし、本市上位計画である戸田市第5次総合振興計画及び第4次戸田市教育振興計画に基づき、今後図書館が取り組むべき内容について整理し、明示したものです。

上位計画に加え、第3次戸田市子どもの読書活動推進計画(令和2年3月)及び第5次戸田市生涯学習推進計画(令和3年3月)、戸田市第3次情報化推進計画(令和3年3月)、戸田市障がい者総合計画(平成30年3月)等と整合を図りつつ進めてまいります。

計画期間は令和4年度から令和10年度までの7年間とします。

利用者やボランティアを対象としたアンケート、図書館運営協議会での意見聴取を経て、令和4年2月の定例教育委員会で議決され、本ビジョンが策定されました。

中央図書館第1期・上戸田分館第2期 指定管理(R2～R6)				中央図書館第2期・上戸田分館第3期 指定管理(R7～R11)※予定					
第2次 ビジョン 策定			第2期 指定管理 選定				第3次 ビジョン 策定	第3期 指定管理 選定	
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12

進捗管理

本ビジョンで掲げる4つの方針の進捗については、毎年利用者アンケートを行い、市民の満足度や要望を継続的に把握するとともに、指定管理者の実施状況も踏まえて評価し、PDCAサイクルに基づいて管理していきます。進捗状況は図書館運営協議会で報告し、利用者アンケートの結果や図書館運営協議会の意見等についてはホームページなどで公表します。

【参考2】用語解説

(※1)読書バリアフリー法...正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。

(※2)ICT... Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

(※3)多文化共生社会...国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(総務省:多文化共生の推進に関する研究会報告書より)

(※4)レファレンスサービス...日常の疑問解決や調査・研究のため、図書館員が図書館の資料や電子情報などを使って、調べものや資料・情報探しの手伝いをするサービスのこと。

(※5)相互貸借...自館で所蔵してない資料を、所蔵している図書館から借りたり、また逆に貸し出したりする制度。

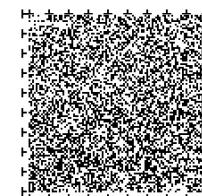
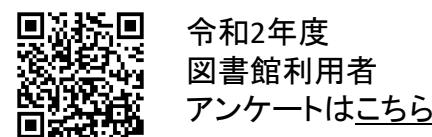
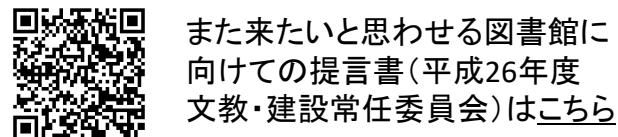
(※6)広域利用...狭義は県南4市(戸田市・蕨市・川口市・草加市)の間で、または本市とさいたま市の間で各市民が相互に図書館を利用できるように結んだ協定のこと。このほか戸田市では在住・在学・在勤の資格がなくても、隣接する自治体(朝霞市、和光市、板橋区、北区)の住民が利用登録できる。

(※7)ブックリスト...ある基準で選択され、本を薦めたり、紹介するために作られた目録のこと。

(※8)パスファインダー...あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した手引きのこと。

(※9)ブックスタート...ブックスタートは0歳児健診などで、絵本を開く楽しい体験とともに、赤ちゃんに絵本を手渡す活動のこと。戸田市では4カ月健診時に図書館員が実施している。

(※10)YA...ヤングアダルト(Young Adult)の略で、子供から大人への転換期にある13歳～18歳の中高生世代のこと。



第2次戸田市図書館ビジョン

発行・編集: 戸田市・戸田市教育委員会 発行年月: 令和4年3月

〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曾1707番地 電話: 048-446-7703 FAX: 048-442-8988